

千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例について（令和7年度・令和8年度の取組み）

1 条例啓発資料について

(1)パンフレット「誰もがあたりまえに伝えあえる社会へ」

○レイアウト：中綴じ8ページ

○内容

- (1) 条例の概要
- (2) 各障害の特性と効果的なコミュニケーション支援
- (3) 千葉市の取組み
- (4) 障害に関するマーク

○配布場所

各区保健福祉センター、市立小中学校、市立病院、
外郭団体、関係団体ほか

○ポイント

手話言語についてコラムで特記し、また、各障害の特性およびコミュニケーション支援等について、マンガを用いてわかりやすく解説するとともに、耳マーク部分を切り取って使用できるデザインとした。



(2)PR 画像(手話の日・手話言語国際デー／障害者のコミュニケーション支援)

○内容

手話の日（手話言語国際デー）及び障害者のコミュニケーション支援について、広く市民の理解促進を図るため、親しみやすいデザインの画像を作成した。

（右：タテ版、下：ヨコ版）

○用途

ポスター制作やホームページ、SNS 投稿に活用する。

○ポイント

日常における少しの配慮や工夫の場面を描くことで、誰もが障害者のコミュニケーション支援を身近に感じられるデザインとした。



(3) コミュニケーション支援ボード

○レイアウト：A4両面ラミネート加工

○内容

会話によるコミュニケーションが難しい人を対象に、イラストや簡単なことばを指さすことで意思疎通を図るツールを作成した。（左：表面、右：裏面）

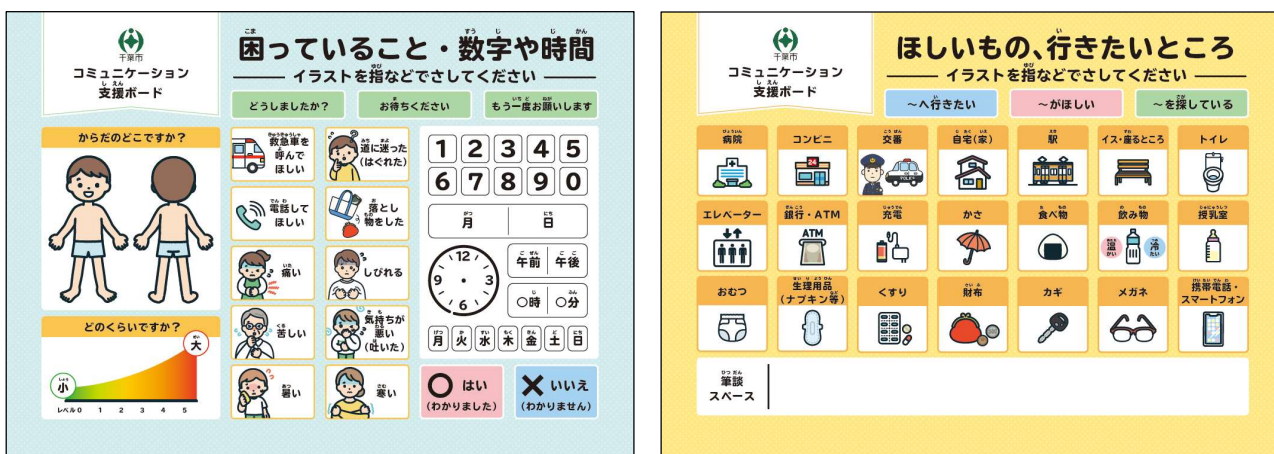
○設置場所

役所や病院、商業施設の窓口ほか

○ポイント

障害のある人が体調や要望などの意思を伝えるとともに、対応者が声かけや説明を行う

際にも役立てられる内容とした。また、様々な場所での使用を想定し、汎用性の高い内容とした。



(4) その他の取組み及びスケジュール

● 手話動画の公開

条例制定及び東京2025デフリンピックの開催等について周知するため、手話動画「手話でつながる千葉県」を作成し、令和7年9月22日及び11月12日の2回にわたって市ホームページ及びYouTubeで一般公開。

● 代筆・代読支援員派遣事業の開始

令和7年10月1日より、視覚障害者に代筆・代読支援員を自宅等に派遣する「千葉県代筆・代読支援員派遣事業」を開始。

● 市政だより（12月号）への掲載

市政だより12月号特集ページにおいて、障害者週間に係る理解促進のための取組みの一環として、条例制定及び障害者へのコミュニケーション支援について紹介する記事を掲載。

● 条例啓発資料の配架及び公開

令和8年1月下旬より、パンフレット冊子を本庁舎及び各区役所等の窓口配架するとともに、コミュニケーション支援ボードとともにデータを当課ホームページに掲載。

● 筆談用ボードの配備

聴覚障害者等の情報保障や円滑な意思疎通を図るため、千葉市役所（区役所等も含む。）窓口及び本市の指定避難所の275か所に、筆談用ホワイトボードを配備する。（令和8年3月中に配備予定）

● 障害者のコミュニケーション支援職員対応マニュアルの作成

障害の特性や必要な支援について、職員一人一人が基本的な考え方を共有し、自ら行動することができるようマニュアルを定める。（令和8年3月中に公開予定）

2 令和 8 年度の取組み

<令和8年度事業実施のポイント>

令和 7 年度は、条例制定後、代筆代読支援者養成・派遣事業、手話動画の作成及び配信を開始したほか、条例逐条解説や啓発資料の作成、筆談用ボードの避難所への配備を実施した。

令和 8 年度は、新たに強度行動障害に関する研修を行うとともに、令和 7 年度に立ち上げた新規事業を継続して運営するほか、既存事業についても、手話通訳養成講座のクラス増設など、より効果的な運用に取り組む。また、庁内外において、関係団体や事業者等と協力し、手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション支援の増進が図られるよう、条例の周知啓発を含めた働きかけを行う。

(1) 令和8年度予算(案)で実施を予定している主な事業

	事業名	変更・拡充の内容
継続	手話通訳者設置事業	
	手話相談員	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	
	夜間緊急時手話通訳者派遣事業	
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	
	代筆代読支援者養成・派遣事業 (※令和 7 年 10 月より事業開始)	
	手話通訳者養成事業 (※手話奉仕員前期～手話通訳者Ⅲの各講座は隔年開催)	令和 8 年度は、手話通訳 I 講座を 2 クラス体制で開講する予定。
	要約筆記者養成事業 (※前期・後期の講座は隔年開催)	令和 8 年度は、要約筆記者養成講座（後期）を実施予定。
	盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	
	点訳・朗読奉仕員養成事業	
	点字即時情報ネットワーク・点字情報総合システム事業	
	日常生活用具給付事業	情報意思疎通支援用具のうち、「点字器」「視覚障害者用ポータブルレコーダー」「聴覚障害者用通信装置（ファックス等）」の支給要件等を変更する。
	補装具給付事業	
	難聴児補聴器購入費助成事業	
	ちばし安全・安心メール	
	電話・FAX による災害時緊急情報配信サービス	
手話動画作成	令和 7 年度より、市政情報や時季トピックスについて解説する手話動画の配信開始。令和 8 年度は、2 回分の動画作成経費を予算化した。	

新規	強度行動障害に関する研修	施設職員や保護者等を対象として、強度行動障害がある障害者への対応について、実践に即した効果的な支援技術を学ぶ研修を実施する。
----	--------------	--

(2) その他の取組み

目標	取組内容
公共施設等における周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例啓発資料（パンフレット・PR画像・コミュニケーションボード）を活用し、理解促進を図る。 ・ 職員対応マニュアルの周知徹底を図る。
コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育機関と協力し、学校教育における障害者のコミュニケーション支援を学ぶ機会を創出する。
障害の特性に配慮した情報発信及びコミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市主催行事における手話通訳や市からの郵便物の工夫等、コミュニケーション支援の充実を検討。
災害時のコミュニケーション支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災部局と協力し、各避難所におけるコミュニケーション支援の体制を整備する。